## 一設業の「不易流行

を実現するための「担い手確保・育成」に向け 大波を無視してやり過ごすわけにもいかない。 たさまざまな取組みも包含しているから、この けて取り組んできた産業構造・就業構造の転換 の大波は、もともと建設業界が他産業界に先駆 「痛みを伴う転換をするか」「安定したじり貧

各産業が生産性向上の取組みを進める一方、新 面する人口減少、担い手(生産年齢人口)縮小 を強い危機意識として全面に打ち出している。 とめた「新産業構造ビジョン」は、わが国が直 たな稼ぎ頭として新産業創出を国が全面支援す 安倍政権の成長戦略『日本再興戦略20 のベースともなった経済産業省の部会がま

を取るか」「転換するならスピード勝負」。

ト)、ビッグデータ、 具体的には、 o T A I (モノのインター (人工知能)、ロボッ ・ネッ

> 飲み込まれようとしている。 数年前から取り組んできた担い手確保・育成は、 産)を増大させる。国土交通省のi と生産性向上によって、人口・担い手減少を補 もこの国の政策の一つであり、建設業界がこの トなどの技術革新によって、従来業務の効率化 いまや「第四次産業革命」の推進という大波に truction (アイ·コンストラクション) つ国の経済規模であるGDP(国内総生 C o n s

出始めた。 題視し、今後の企業淘汰もやむなし」の発言も 産省の部会では「建設業界の重層下請構造を問 「新産業構造ビジョン」の検証議論を始めた経 扱いするのは難しい。国策のベースとなった 大波は、いわば国策だから特定の産業を例外

望することなどは難しいという点であろう。 が大きいことが判明した場合でも、緩和策を要 は、「第四次産業革命」実現の過程で起きる影響 建設業界にとって覚悟しなければならない 0

> 対応する方策はあった。 大波に何度も直面してきたが、その大波に対抗、 建設業界は過去にも第四次産業革命のような

## 大波への対抗手段、これまでは常に用意

この年に導入された小選挙区制は、国会議員の 大局的な政策観もしぼませた。 月から本格導入された一般競争入札だ。 大きな要因の一つといわれるのが一九九四年四 バブル崩壊後、地方の建設業界を疲弊させた また、

て煩雑だった。 が必要で、公共発注者にとって手続きがきわめ 当時のこの方式は適用案件ごとに財務省の承認 上したのが総合評価落札方式だった。しかし、 入札に伴う弊害の解消、 そこで、価格だけで落札者を決める一般競争 品質の確保を目的に浮

採用を求める「公共工事品質確保促進法(品確 の品質確保の担保策として総合評価落札方式の これらを受けて制定されたのが、 公共発注者

牽制し合うような構図をもって同時期に成立し 法)」だった。二〇〇五年三月に成立した品確法 たのである。 止法である。品確法と改正独禁法は、 (課徴金減免制度)などを柱にした改正独占禁 とほぼ同時に成立したのが、リーニエンシー あたかも

保・育成し、 発注方式を採用することができると明記した。 質の確保だけでなく、受注企業が担い手を確 ら本格的に運用された改正品確法などの、いわ るため、結果的に用意された二○一五年四月か ゆる担い手三法も同様だった。改正品確法は品 このことは、公共調達の業務と工事に限定し 建設業界に大きな影響を与える大波に対抗す 適正な利益確保するため、多様な

関係にあるとすれば、業務と工事に特化した 万自治法の縛りから外れることを意味した。 品確法と改正独禁法が結果としてバーターの

「公共調達新法」に近いというべき担い手三法 公共事業の必要性は理解できても、 公共事業当初予算を増やさないこととバー の関係なのかもしれない。 国の財政

ーハンドを認めた、という見立てだ これまで 産業政策

公共調達の原則である会計法・予決令、地

と業務と工事の発注政策については、 制約を重視せざるを得ない。しかし、

米のように対象分野全体をとらえ、 がなければ課徴金は課せられないが、 廃止し、すべて公取委の裁量に委ねるものであ 率(建設業は原則一〇%、 定期間や業種別と中小企業向け特例の基本算定 金を課すことも可能になる。 きが浮上している。 るよう、「裁量性」を持たせるという大改正の動 る公正取引委員会から今、 に品確法と並行して議論が進んで同時期に成立 る。さらに、現行は対象案件で売上げ した改正独禁法ではあるが、その所管官庁であ その内容とは、課徴金について現行三年の算 中小企業は四%)を 課徴金額を決められ 巨額の課徴

今後は欧 (受注)

去のもの」との声もある。しかし、公取委に裁 例の廃止は、建設業を含む経済界にとって無関 量権を持たせる権限強化と中小企業に対する特 んでいることを理由に「独禁法違反リスクは過 プライアンス(法令順守)徹底への取組みが進 心ではいられないはずだ。 こうした動きに対して建設業界は、いまコン

調が無視してきた「配偶者控除の見直し」につ 点だ。例えば、政府税調が提案しても自民党税 裁量性のある課徴金制度の導入について、 の関係が、過去と現在では大きく異なっている いて、現在は自民党税調会長が言及する時代だ。 ただ、ここで問題なのは、官邸、 与党、 グロ 行政

> ない。 どういう対抗策を誰がとれるか、はなはだ心許 バル化を重視する安倍官邸が容認した場合、

さて、これからのことである。過去、結果的

ない。 速に進んだときの「痛み」の細部が検証されず 改めて鮮明にするためである。もちろん政府の に、中小建設業が不安を感じていても、 ればならない。仮にICT導入が建設業界で急 ても転換する」第四次産業革命を進める意思を 野に未来投資会議を設立したのは「痛みを伴 ん動き出した政策という歯車は簡単には止まら 一員である国土交通省もi‐Con 政府が九月、成長へ向けた産業構造改革を視 を進めなけ いった

換えるとどうなるだろう。 説いた。時代とともに変わるものと、変わらな いものがあるという意味だが、 松尾芭蕉は俳諧の理念として「不易流行」を 建設業界に置き

ていま一度考えるときにきている。 ものと、変えるべきものについて、 業の「不易流行」とは何か。変えずに守るべき 「痛み」と影響を中小企業も含めた建設業界は は建設業の根幹に関わる問題だ。その結果の のである。しかし、建設生産システムの「流行」 本当に理解しているのだろうか。そもそも建設 生産システムと政策は完全に「流行」、変わるも あたり、今後も揺るがない。一方、変わる建設 建設事業やその意義は変わらない 「不易」に